

○宇佐市都市公園条例

平成17年3月31日条例第223号

改正

平成19年9月21日条例第39号
平成20年3月19日条例第3号
平成25年3月21日条例第22号
平成25年12月24日条例第52号
平成27年6月23日条例第27号
令和元年7月2日条例第1号
令和6年12月24日条例第37号

宇佐市都市公園条例

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 宇佐市が設置する都市公園（以下「公園」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（市が設置する公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、同項の政令で定める技術的基準とする。

（市が設置する公園の公園施設の設置基準）

第2条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とし、同項ただし書の条例で定める範囲は、同項ただし書の政令で定める範囲とする。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の条例で定める基準（以下この条において「市基準」という。）は、次項に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。以下この条において「省令」という。）に定めるとおりとする。この場合において、省令第3条1号イ中「120センチメートル」とあるのは「135センチメートル」と、第11条第1項中「ならない。」とあるのは「ならない。この場合において、水飲場は、その位置がわかるように表示を設置しなければならない。」とする。

2 前項の規定により省令の規定を適用する場合においては、省令第3条第2号に掲げる通路に係る市基準は、同号に掲げるもののほか、園路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のものとする。こととする。

（行為の制限）

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1）物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2）業として写真又は映画を撮影すること。
- （3）興行を行うこと。
- （4）競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1）行為の目的
- （2）行為の期間
- （3）行為を行う場所又は公園施設
- （4）行為の内容
- （5）その他市長の指示する事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第5条 公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1）公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2）樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、広告又はこれに類するものを表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (8) たき火をし、火気を持ち遊び、その他危険な遊戯をし、又は公衆の公園の利用に支障のある行為をすること。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上支障があると認める行為（利用の禁止又は制限）

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請者の記載事項）

第7条 法第5条第1項により条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項により条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

（法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更）

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの（設計書等）

第9条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

（監督処分）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合（届出）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定により、これらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命じられたものが、命じられた工事を完了したとき。

(6) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(7) 前条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に定める額を基に算出した額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第13条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用又は第3条第1項各号に掲げる行為(以下「公園の使用」という。)の期間が3月を超えない場合においては、公園の使用の許可の際徴収する。

2 公園の使用の期間が3月を超える場合においては、次に掲げる期間の区分により、初期の分は使用の許可の際、次期以降の分は当該各期の始めに徴収する。

(1) 第1期 4月から6月まで

(2) 第2期 7月から9月まで

(3) 第3期 10月から12月まで

(4) 第4期 1月から3月まで

3 使用面積若しくは占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

4 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の徴収時期を変更することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第5条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第17条 使用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第18条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項又は第3項(第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条(第18条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第10条第1項又は第2項(第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第21条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の宇佐市都市公園条例(昭和48年宇佐市条例第2号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年9月21日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第22号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成27年6月23日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月2日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年12月24日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の宇佐市都市公園条例の規定は、施行日以後の期間に係る使用料から適用し、同日前の期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の宇佐市都市公園条例別表第2備考に定める使用料の額に係る公募等による決定は、同条の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
響山地区公園	宇佐市大字四日市字小菊地内
鷹居地区公園	宇佐市大字上田字高居及び鳴地内
妙見池近隣公園	宇佐市大字長洲字妙見田地内
柳ヶ浦公園	宇佐市子安町2丁目地内
住吉公園	宇佐市住吉町2丁目地内
坂ノ上公園	宇佐市大字長洲字小黒地内
新町公園	宇佐市大字長洲字松原地内
原公園	宇佐市大字北宇佐字松山地内
城井公園	宇佐市大字城井字木森地内
金屋公園	宇佐市大字金屋字東向地内

別表第2(第12条関係)

区分		使用料	
条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合	物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき1,650円及び1㎡につき1日20円	
	業としての写真又は映画の撮影	写真	写真機1台につき1日110円
		映画	撮影機1台につき1月1,100円
	興行	1㎡につき1日 10円	
	競技会、展示会、博覧会、集会及び各種行事その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部の独占利用	1㎡につき1日 2円	
公園施設を設置及び管理をする場合	公園施設を設置する場合	1㎡につき1月 110円	
	公園施設を管理する場合	1か所につき1月 3,300円	
公園を占用する場合	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	宇佐市行政財産使用料条例(平成17年条例第81号)別表に掲げる種別に応じ、同表に定める額	
	電線(架空線)その他これらに類するもの		
	変圧塔その他これらに類するもの		
	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの		
	郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所		
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1㎡につき1日 20円	
	警察署の派出所及びこれに附属する物件又は天体気象若しくは土地観測施設	1㎡につき1日 10円	
	標識、工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設又は土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場	宇佐市道路占用料徴収条例(平成17年条例第210号)別表に掲げる占有物件に応じ、同表に定める額	
	その他物件工作物又は施設	1㎡につき1日 20円	